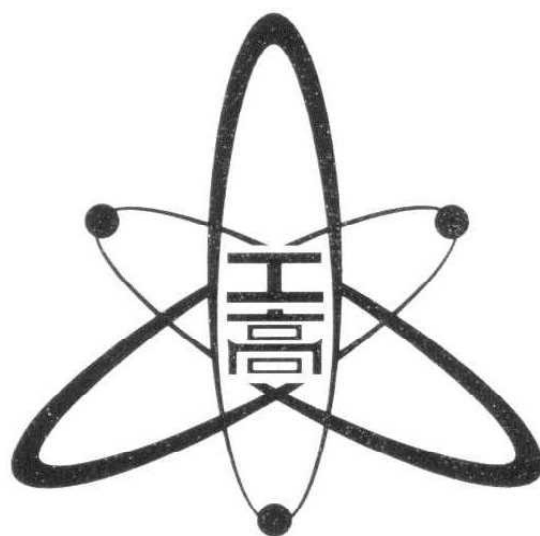


いじめ防止等の基本方針 および いじめ対応マニュアル2

平成29年4月6日現在



秋田県立由利工業高等学校

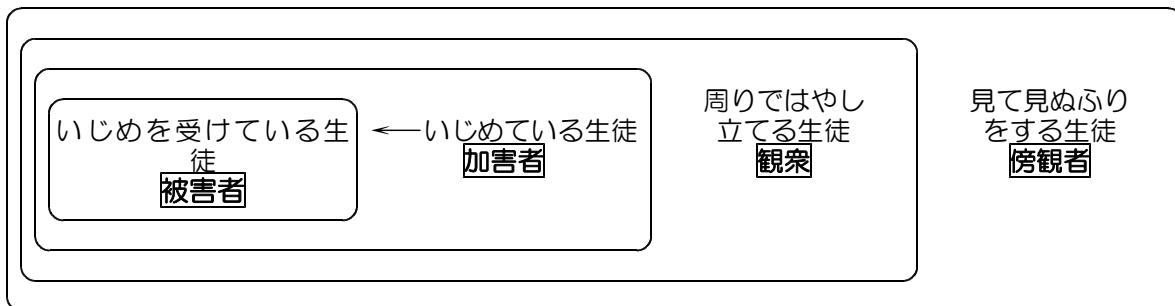
1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

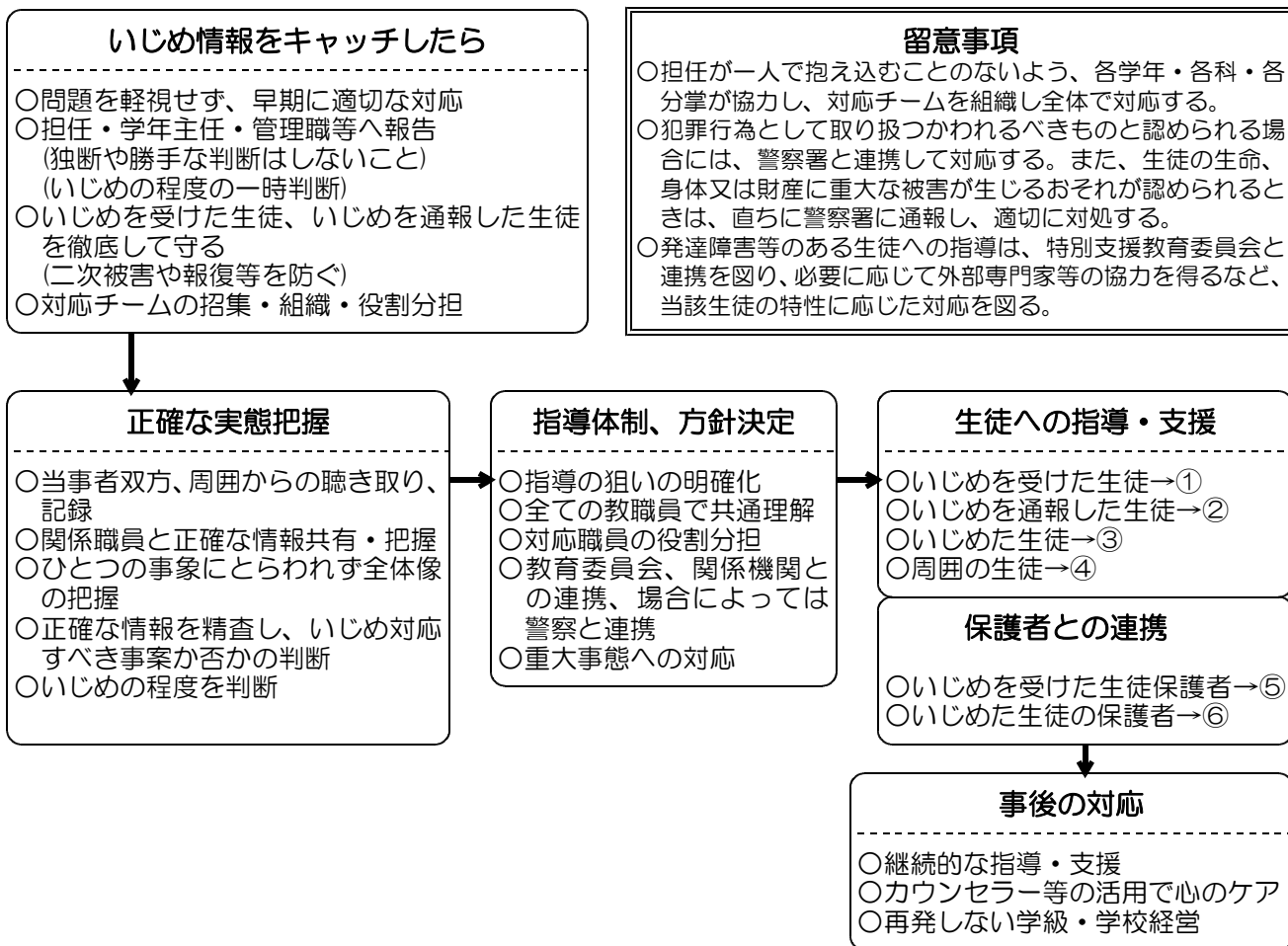
法律第2条第1項・条例第2条第1号

2 いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係でとらえることはできない。下図のように「四層構造」となっていることに留意しなければならない。



3 いじめの発見から対応の流れ



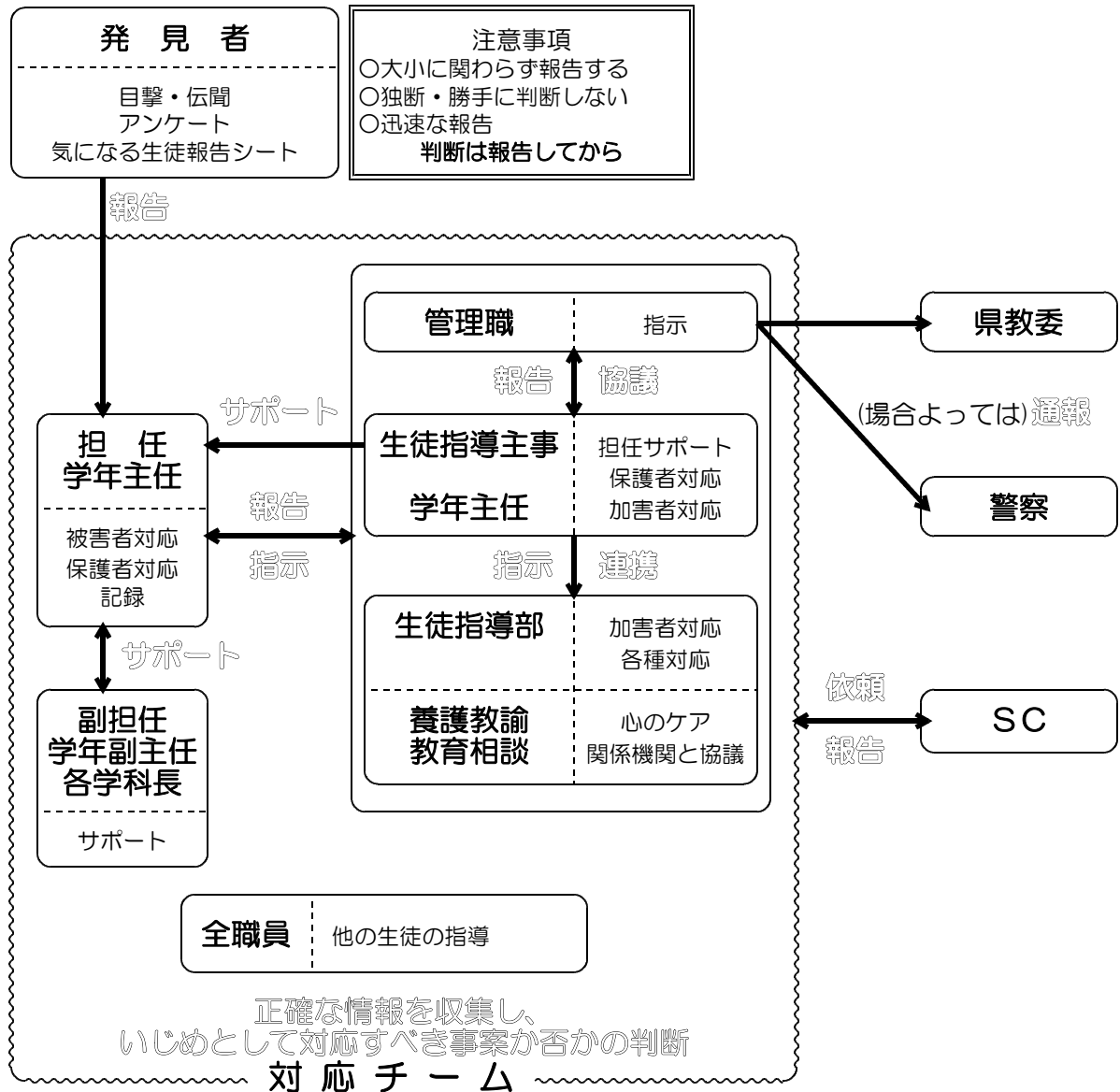
○いじめ対応時のそれぞれの立場に対しての指導・支援・連携

- ①いじめを受けた生徒に対して
 - a 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝える。
 - b 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - c 必ず解決できる希望を持てることを伝える。
 - d 自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ②いじめを通報した生徒に対して
 - a 事実確認とともに、通報した勇気を尊重する。
 - b 新たないじめの発生を防ぐため生徒の安全を確保する。
- ③いじめた生徒に対して
 - a いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - b 心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
 - c いじめた生徒は、いじめを受けた経験を持つことが多いことを踏まえて、対応する。
- ④周囲の生徒に対して
 - a 当事者だけの問題にせず、学級・学年・全校の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
 - b 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・全校に示す。
 - c はやし立てたり、見て見ぬ振りををする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - d いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
 - e いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- ⑤いじめを受けた生徒の保護者に対して
 - a 発見したその日に、家庭訪問等で保護者と直接会って面談し、事実関係を伝える。
 - b 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - c 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - d 継続して家庭と連絡を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - e 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- ⑥いじめた生徒の保護者に対して
 - a 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - b 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - c 生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

4 由利工業高校におけるいじめに関する基本方針

- ① 「いじめはどの生徒にも、本校でも、起こりうる」という共通認識を持つ。
- ② 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で日々の指導にあたる。
- ③ 「いじめは人権侵害であり、法的にも禁止されている」ことを理解させる。

5 いじめ対応チーム



※この対応チームはあくまでも目安であり、ケースによっては変わることもある。

6 指導上留意事項

○事情調査での留意事項

- ①被害・加害両者ともじっくりと話を聞き、他の観衆・傍観者等も特定する。
- ②調査段階で報復等が起きないようにする。
- ③生徒・保護者、また外部とのやりとりは全て記録する(日時・内容)。
- ④教職員間での口頭の場合は周囲に生徒がいないことを確認してから伝達する。
- ⑤気になる生徒報告シートやメモ等の記録が生徒の目に触れることのないよう十分注意する。
- ⑥自殺等生死に関わるケースがある事から、報告等はスムーズかつ迅速に行う(即日対応が望ましい)。
- ⑦自分の経験や過去の事例等から迂闊に物事を判断しての行動・言動は慎む。
- ⑧生徒はどこでつながっているか分からないので(ネット等を含め)、他の生徒に対しての言動は注意する。
- ⑨面談は原則として2人以上である。
- ⑩保護者には主として担任・学年主任が対応する。県教委・警察等外部の対応は管理職が行う。

○言動についての留意事項

教職員の思わぬ一言が事態に大きな変化や影響を与えることがある。生徒や保護者と話しをする際は、言葉を選び言動に留意する必要がある。以下は参考として記載した。

生徒に自信を持たせる「とっておきの言葉」

「大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ」
「そうか、それはいいところに気がついたね」
「約束だよ、信じてるから」
「あなたが必要なんだ」
「あなたの気持ち、先生にも分かるよ」
「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい」

保護者に不信感をもたれる教職員の言葉

- ①生徒にも悪いところがあるようです
- ②家庭での甘やかしが問題です
- ③クラスにはいじめはありません
- ④どこかに相談に行かれてはどうですか

○事後指導

- ①加害者とは定期的に面談を行い、被害者になり得ることも念頭に置き、再発防止に努める。
- ②被害者及びその保護者には定期的に面談を行い、心のケアに努める。
- ③周囲に対しては、SHR、LHR、集会はもとより学校活動全般を通じて未然防止、再発防止等いじめは絶対に許されないことを指導する。

○重大事態と認められる場合

- ①外部（PTA・教育委員会・マスコミ等々）との接触は管理職が行い、教職員は外部と接触しない。
- ②生徒には様々な憶測やデマが流れないように、教職員は共通理解のもと言動を統一する。
- ③保護者説明会・記者会見等は管理職が行うが、諸準備は対応チームのみならず全職員で行う。